

令和 2 年 11 月 21 日  
第 1 回 環境保全協定検討委員会  
浅川清流環境組合

## 環境保全基準及び運転停止再開方針の策定の経緯について

### 【これまでの経緯】

平成 30 年度に運営基準検討委員会を開催。運営基準検討委員会の考え方は次のとおり。

#### (目的)

浅川清流環境組合は、新可燃ごみ処理施設の稼働における公害防止対策等の検討をすることを目的として環境保全基準等検討委員会を設置する。

公害防止に関する提案事項を組合から説明し、意見聴取及び意見集約をする。

運営委託受託者が作成する環境保全基準の基本条件を組合が決定する際に、ここで集約された意見を最大限尊重する。



運転ルールの作成段階から情報提供をし、地元意見を反映することが目的。

#### (はじめに)

- ① 新施設の運転は運営委託受託者の浅川環境テクノロジーが行う。
- ② 組合は運転ルール（環境保全基準と呼ぶ。）を運営委託受託者に作成させる。

#### (そのために)

組合は公害防止に関する基本事項をまとめ、運営委託受託者に示す。

#### (手順)

- ① 組合は公害防止に関する基本事項の案を委員会に提示する。
- ② 委員会で検討し、意見集約を行う。
- ③ 組合は意見を反映し、基本事項をまとめる。

#### (おわりに)

基本事項を基に運営委託業務受託者は環境保全基準を作成し、ホームページで公表する。



公害防止に関する情報発信を積極的に行うことで、施設への地元の皆様の理解を深めるとともに、円滑な施設運営を図る。

#### (組合から委員会への提案事項)

- ・公害防止対策
- ・公害の監視方法
- ・停止と再開の基準
- ・その他（構成団体への協力要請等）

#### (すすめ方)

委員は、地元5自治会（各自治会2名以内）、クリーンセンター連絡協議会会長、学識（2名以内）、3市担当部長（3名）、クリーンセンター長、組合事務局長の合計18名以内で構成。

流れをまとめると、

いずれ協定に成り得るもの若しくはその骨子となる運転のルールを策定する。



そのために、

運営基準検討委員会の開催。(平成 30 年 12 月、平成 31 年 2 月、3 月)



委員会で検討された内容を「検討報告」としてとりまとめ、運営委託業務受託者である浅川環境テクノロジーに提示。

組合が定める公害防止基準を超過した場合における、焼却炉の運転停止およびその後の運転再開についてのルールとして**運転停止・再開方針**を制定。(令和元年 5 月)



本格稼働に伴う説明会開催。協定締結に向けて進める。(令和 2 年 2 月)



「検討報告」を基に浅川環境テクノロジーが**環境保全基準**を作成。(令和 2 年 3 月)



運転に関する情報を、ホームページで公表。(令和 2 年 4 月以降)

本格稼働開始(令和 2 年 4 月)

運営段階となり、明確でなかった部分が判明。(令和 2 年 6 月)  
(例)災害廃棄物の受け入れ、軽故障時の立ち下げ、公表基準、専門家委員会の設置、要望・苦情処理の手順など



協定の締結に合わせ、環境保全基準で不明確であった部分の明文化が必要。  
検討を委員会形式で進め、前回の運営基準検討委員会と同じ枠組みで進める。



浅川清流環境組合 環境保全協定検討委員会の開催。(令和 2 年 11 月)